

令和 8 年度第 7 回（令和 8 年 7 月 1 4 日）庁議提案

☒審議 ☐報告 ☐その他

担当部・課：危機管理部危機対策課〔内線 4 3 0 4〕

1 件名

新たな防災気象情報の運用開始に伴う職員の配備体制の見直しについて

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

令和 8 年 5 月 2 9 日に気象業務法及び水防法の一部を改正する法律が施行され、新たな防災気象情報の運用が開始された。これに伴い、これまでは洪水（外水氾濫）、雨水出水（内水氾濫）、土砂災害、高潮の区分で発表されていた防災気象情報が、氾濫、大雨、土砂災害、高潮の区分で発表されることとなった。また、複雑であった警戒レベルに応じた市民の避難行動が明確になったことから、防災気象情報に応じた避難指示等を発令し、それに伴う職員の配備体制を確保する必要性が生じた。

【目的】

災害発生時に、防災気象情報に応じた職員の配備体制を確保するため、石巻市災害対策本部等運営要綱の一部を改正するもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令： ☒有 ☐無】**

気象業務法（昭和 2 7 年法律第 1 6 5 号）

水防法（昭和 2 4 年法律第 1 9 3 号）

石巻市災害対策本部条例（平成 1 7 年条例第 1 9 3 号）

石巻市災害対策本部等運営要綱（平成 2 0 年訓令第 6 0 号）

【総合計画の位置付け： ☐有 ☒無】**【個別計画の位置付け： ☒有 ☐無】**

石巻市地域防災計画

4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 7 年 1 2 月 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の公布（令和 8 年 5 月 2 9 日施行）

5 主な内容**（1）配備体制の基準（風水害）**

配備区分	改正後	現行
警戒準備配備	(1) <u>大雨注意報（レベル 2）が発表され、今後の降雨予想から大雨危険警報（レベル 4）の発表が予想されるとき。</u> (2) <u>土砂災害注意報（レベル 2）が発表され、今後の降雨予想から土砂災害危険警報（レベル 4）の発表が予想されるとき。</u> (3) 危機管理部長が必要と認めたとき。	市域に大雨、洪水警報が発表されたとき。 ただし、次の状況に限る。 (1) 警報発表時に北上川、旧北上川、江合川に対する洪水予報（氾濫注意情報等）の発表がないとき。 (2) 潮位の影響を受ける門脇観測所において、氾濫注意水位（警戒水位）を超えないと予想されるとき。 (3) 警報発表時に降雨が確認されていないとき、又は小雨程度で災害の発生に至らないと予想されるとき。 (4) 土砂災害警戒情報の発表がないとき。 (5) 危機管理部長が必要と認めたとき。

警戒配備 (0号配備)	(1) 氾濫、大雨、 <u>土砂災害</u> 、高潮のいずれかの警報(レベル3)が発表されたとき。(自動参集) (2) 危機管理部長が必要と認めたとき。	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表されたとき。(自動参集) (2) 危機管理部長が必要と認めたとき。
特別警戒配備 (1号配備)	(1) 氾濫、大雨、 <u>土砂災害</u> 、高潮のいずれかの警報(レベル3)が発表され、市域の一部に災害の発生が予想されるとき、又は発生したとき。 (2) 副市長が必要と認めたとき。	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表され、市域の一部に災害の発生が予想されるとき、又は発生したとき。 (2) 副市長が必要と認めたとき。
非常配備 (2号配備)	(1) <u>氾濫、大雨、土砂災害、高潮のいずれかの危険警報(レベル4)</u> が発表されたとき。(自動参集) (2) 気象防災速報(線状降水帯直前予測)が発表されたとき。(自動参集) (3) 特別警戒配備(1号配備)では対処できないと市長が認めたとき。	(1) 市域で局地的な災害が発生し、又は拡大するおそれがあるとき。 (2) 特別警戒配備(1号配備)では対処できないと市長が認めたとき。
非常配備 (3号配備)	(1) 市内に特別警報※が発表されたとき。(自動参集) (2) 市が緊急安全確保を発令したとき。(自動参集) (3) 市域の広範囲で災害が発生し、又はそのおそれのあるとき。 (4) 非常配備(2号配備)では対処できないと市長が認めたとき。 ※暴風、暴風雪、大雨、大雪、火山現象特別警報(噴火警報(居住地域))、津波特別警報(大津波警報)、 <u>氾濫、土砂災害</u> 、高潮、波浪	(1) 市内に特別警報※が発表されたとき。(自動参集) (2) 市が緊急安全確保を発令したとき。(自動参集) (3) 市域の広範囲で災害が発生し、又はそのおそれのあるとき。 (4) 非常配備(2号配備)では対処できないと市長が認めたとき。 ※暴風、暴風雪、大雨、大雪、火山現象特別警報(噴火警報(居住地域))、津波特別警報(大津波警報)、高潮、波浪

6 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

気象庁が発表する警戒レベルに応じた職員配備体制を確保することにより、市民への避難指示等の発令を迅速に行うことができる。

【市財政への負担】

災害情報一斉配信システム及び職員参集メールシステム改修費用 220,000円

7 他の自治体の政策との比較検討

【新たな防災気象情報運用開始に伴う県内13市の配備体制の見直し状況(6月9日現在)】

対応済(6市) 仙台市、白石市、多賀城市、岩沼市、東松島市、大崎市

今後見直し(7市) 塩竈市、気仙沼市、名取市、角田市、登米市、栗原市、富谷市

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年7月 石巻市災害対策本部等運営要綱の一部改正(令和8年7月14日施行予定)

9 その他

上記の配備体制の区分にかかわらず、避難指示及び避難所開設を行います。